

## 地域医療構想等に係る医療法の規定

### ◎ 医療法（昭和23年法律第205号）

#### 第三十条の四（略）

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六（略）

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九～十四（略）

3・4（略）

5 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たっては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

6～15（略）

※ 以下の病床機能報告制度に係る条文は平成27年4月1日以降は、第30条の13に条  
ずれする。

第三十条の十二 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの  
(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床  
の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、  
当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分  
に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県  
知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。)における病  
床の機能

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能  
の予定(次項において「基準日後病床機能」という。)

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日後  
病床機能について変更が生じたと認められるときとして厚生労働省令で定め  
るときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床機能報告  
対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要が  
あると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内  
に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることが  
できる。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項  
の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二  
項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、  
当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を  
行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を  
受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その  
旨を公表することができる。